

盛岡市監査委員告示第 48 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により
行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 27 年 12 月 25 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 27 年 10 月 29 日付け 27 盛監第 47 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 農林部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 10 月 29 日付け 27 盛監第 47 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（農林部農政課）

○指摘事項の 1

業務委託の単価契約に当たり、決裁権者の決裁が得られていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

○指摘事項の 2

物品購入契約事務に係る見積書の徴取に当たり、無効とすべき見積書を有効として取り扱っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

○指摘事項の 1

専決・代決に関する規定等関係規程について、課内研修会で周知徹底を行うとともに、チェック体制の強化を行った。

○指摘事項の 2

盛岡市随意契約見積参加者心得等関係規程について課内研修会で周知徹底を行うとともにチェック体制を強化した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

○指摘事項の1

原因は、市長内部部局専決及び代決に関する規定等の認識が不十分であったことによるもの。

市長内部部局専決及び代決に関する規定等関係規程に関する課内研修会を開催し、今後は、再発防止策として、担当者の再チェックに加えて、決裁に至るまでのチェックの徹底を図るものとする。

○指摘事項の2

原因は、盛岡市随意契約見積参加者心得等の認識が不十分であったことによるもの。

盛岡市随意契約見積参加者心得等に関する課内研修会を開催し、今後は、再発防止策として、見積徴取に当たっては、盛岡市随意契約見積参加者心得第7条及び第9条の規定を遵守するようチェック表を作成し、担当者及び決裁権者の確認を徹底することとした。

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

27 盛農政 第 386-2 号

平成 27 年 12 月 17 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 10 月 29 日付け 27 盛監第 47 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（飯岡農業構造改善センター）

公の施設の使用料の徴収に当たり、許可の際に使用料を徴収していない事例がみられたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

今後は、現金取扱い職員を配置することにより、盛岡市農業構造改善センター条例の規定に基づいて、許可の際に使用料を徴収することとした。

（2）原因及び再発防止策の内容

飯岡農業構造改善センターは、出納員、会計員又は会計職員を配置していない体制であったことから、使用許可の際に使用料を徴収することができなかったものである。

今後は、兼務発令等人員配置の改善・工夫を行い、許可の際に使用料を徴収することとした。